

重 要 な お 知 ら せ

初診時選定療養費と再診時選定療養費について

医療制度改革に伴い、次のとおり初診時選定療養費の改定と再診時選定療養費の新設を令和2年10月1日より行います。

選定療養費の種類	対象の方	【前】 令和2年9月30日まで	【後】 令和2年10月1日より
初診時 選定療養費	初診の際に、他の医療機関からの診療情報提供書（紹介状）を持たずに受診される方	2,200円 (税込)	5,500円 (税込)
再診時 選定療養費	治療により状態が落ち着いた後、当院担当医が他の医療機関へのご紹介を申し出た後も当院での診療を希望し受診される方	なし	2,750円 (税込)

徴収の対象外になる場合は次のとおりです。

- ・ 紹介状を持参する場合
- ・ 国の公費負担医療制度を利用している場合
- ・ 救急搬送などの救急患者
- ・ 二次検診
- ・ 当院通院中で新たな診療科を受診する場合 など



この制度は、日常の診療は地域の身近な『診療所やクリニック』といった『かかりつけ医』にかかり専門的な検査や治療・手術が必要な場合には『かかりつけ医』に診療情報提供書（紹介状）を書いてもらい病院にかかるというもので、多くの病院では患者さんが大きな病院に集中しないように、また、より重症の患者さんの診療に専念できるようこの制度を取り入れています。

宮崎江南病院では、地域医療の中核を担う『地域医療支援病院』という種類の病院で、本制度に基づく一部の例外を除き『診療情報提供書（紹介状）』が必要です。

地域の『かかりつけ医』と連携して、『かかりつけ医』では対応の困難な検査や治療・手術が必要な患者さんを受け入れております。また、当院での治療により状態の落ち着いた後はかかりつけ医のもとにお戻り頂き治療を継続して頂くことで病院と診療所の役割分担を進めております。

皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。